令和６年度　第５回千葉市子ども・子育て会議　議事録

１　日　時：令和７年３月１９日（水）１４時～１６時

２　会　場：千葉市役所　２階　ＸＬ２０１会議室

３　出席者：

（１）委員

久保委員（会長）、矢澤委員（副会長）、石橋委員、猪原委員、江藤委員、榎沢委員、風間委員、岸委員、久留島委員、高島委員、廣瀬委員、増田委員、横尾委員

（２）事務局

【こども未来局】	大町こども未来局長、 山口こども未来部長、 小名木幼児教育・保育部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【こども未来部こども家庭支援課】	髙木課長、田中企画調整担当課長
【こども未来部東部児童相談所】	秋庭所長
【幼児教育・保育部幼保支援課】	上田課長
【幼児教育・保育部幼保運営課】	大友課長補佐
【幼児教育・保育部幼保指導課】	香川課長、渡邉保育所指導担当課長、 品職員担当課長
【保健福祉局健康福祉部健康支援課】	金田課長
【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】	中川放課後子ども対策担当課長

４　議　題：

（１）施設・事業の利用定員について

（２）令和７年度における施設・事業の整備計画について

（３）「千葉市こども・若者プラン（案）」について

５　報告事項

（１）令和７年度以降の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の進め方について

（２）千葉市こども・若者基本条例の制定について

（３）令和７年度こども施策にかかる主な新規・拡充事業について

６　議事の概要：

（１）施設・事業の利用定員について

事務局から施設・事業の利用定員について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

（２）令和７年度における施設・事業の整備計画について

事務局から令和７年度における施設・事業の整備計画について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

（３）「千葉市こども・若者プラン（案）」について

事務局から「千葉市こども・若者プラン（案）」について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

７　会議の経過：

○佐久間補佐：　予定の時刻となりましたので、ただいまから令和６年度第５回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、ご注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に次第、委員名簿、座席表、資料１－１、１－２、資料２、資料３－１から３－６、資料４－１、４－２、資料５、資料６を配付してございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の大町よりご挨拶を申し上げます。

○大町こども未来局長：　皆さん、こんにちは。令和６年度第５回千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、今年度分は今回が最後でございますが、今年度分は審議内容も多く、委員の皆様には多大なご尽力、ご協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。また、各団体の代表者はもとより、こどもの代表、保護者代表としてご参加の公募委員の方におかれましては、率直なご意見をありがとうございました。

さて、前回、12月の会議におきまして皆様方にご審議いただきました「千葉市こども・若者プラン」の計画案につきましては、１月28日から１か月間、パブリックコメント手続を実施いたしました。本日は、市民の方々からいただきましたご意見を踏まえまして取りまとめた計画案につきましてご審議いただきたいと思います。

そのほか、本年４月に開園する教育・保育施設の利用定員や４月以降の整備予定等についてもご審議いただくほか、来年度以降のこども誰でも通園制度の進め方、「千葉市こども・若者基本条例」の制定について、それから、来年度におけるこども施策の主な新規・拡充事業につきまし

てご報告させていただきます。

委員の皆様方には、本日も活発なご意見、ご協力をお願いいたしますということで、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間補佐：　それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくお願いいたします。

○久保会長：　皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議題（１）「施設・事業の利用定員について」、事務局から説明をお願いいたします。

○上田幼保支援課長：　皆様、こんにちは。幼保支援課の上田と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

お手元に資料１－１、それから１－２をご用意いただければと思います。資料をご覧いただきますと、数字ばかり並んでいまして、見ていただくのに難しいところがあるかもしれませんけれども、お付き合いいただきたいと思います。

まず、資料１－１でございます。タイトルに「令和７年４月に開園する教育・保育施設等について」とございますが、こちらのご説明になります。

「資料１－１」と書いてあるところの下に、「１から４の合計　42施設　872人増」とございます。こちらは、今年度の整備の中で、全部で42施設、872人の２号認定、３号認定のお子さんの増が図られたということになります。この資料につきましては、10月17日に開催されましたこの会議の第２回の中で、10月時点における経過を一旦ご報告してございます。ちなみに、そのときには、40施設、922人増と経過をご報告させていただいておりましたが、結果として、定員増減の調整がありまして、872人になってございます。

では、ご説明に入ります。まず「１　新規開設園」でございます。

（１）「認定こども園」につきましては、ご覧の11園が新規開設されました。こちらは、幼稚園から８園、民間の保育園から３園、合計で11園でございまして、これらを合わせまして、２号認定、３号認定のお子さんの定員につきましては491人が増加となってございます。11園という数字につきましては、例年と比べても認定こども園への移行が非常にたくさんあったという１年でありました。

（２）「保育所」でございます。こちらは「区分」という一番左をご覧いただきますと、「新設」と「小規模から保育所への移行」があります。新設につきましては、ご覧の６園、２号認定、３号認定のお子さんの定員は180人の増となってございます。10月にご報告した際には、６園は同じですけれども、定員増の見込みを248人とお知らせしておりましたが、通常、保育園は新規開設して１年目、２年目は４歳、５歳のお子さんはあまり入らない傾向が自然と出てまいりますので、定員の調整を行った結果がこの180人でございます。

その下の小規模保育事業から保育所に移行したケースは２園、２号、３号認定のお子さんの定員の増加については36名となってございます。こちらも10月には63人とご紹介しておりますが、同じ理由によりまして、少し定員増の幅が小さくなっている状況でございます。

続いて、（３）「事業所内保育事業」の新設でございます。こちらはご覧の３か所でございます。こちらは２号認定のお子さんが入る施設ではないので、３号認定のお子さんの増加数になり

ますが、64人でございます。うち地域枠は地域の方々がご利用になる枠で、26人。従業員の方々等のお子さんが入る枠が38人となってございます。

続きまして、次のページの（４）「幼稚園（給付対象へ移行）」でございます。こちらは、従来型の私学助成の幼稚園から新制度の給付制度に移行された園が３園ということでございます。幼稚園でございますので１号定員になりますけれども、405人が新たに１号定員になってございます。

続いて、「２　定員変更」でございます。こちらはＮＯ．というところをご覧いただきますと21並んでおりますが、同一の園で複数回の定員変更があったケースもあるので、施設数で言いますと16園、２号、３号認定のお子さんの定員の増加は179人でございます。こちらは、10月には14園、119人の増とご紹介しました。結果として、ここは逆に定員増の幅が大きくなったということでございます。

続いて、「３　分園設置」でございます。こちらは１か所でありまして、２号、３号認定のお子さんの定員の増は30人となってございます。

それから、「４　公立保育所の建替え・民間移管」はご覧の３か所になります。２号、３号認定の定員は70人の減少となっております。こちらは、もともと民間に移管する前の公立保育所のお子さんが定員に満たない状況でありましたので、実際の在籍児童数に合わせた定員に多少縮小して移管したということで70人減となってございます。

これらを合計しますと、冒頭にご紹介しました872人という数字になります。

続いて、次のページで、５番、その他の事由による「定員減」がございます。こちらは、右上にございますように、３施設で47人減っていることになってございます。

ですので、１から４と５を合わせますと922人という10月時点の数字からはマイナス97人となってございます。

資料１－１のご説明は一旦以上でございまして、１－２をご覧いただけますでしょうか。こちらも細かい数字が並んでおりまして大変恐縮でございますが、「確保方策（「教育・保育」の提供）の進捗状況」でございます。「確保方策」とは、すなわち教育・保育の供給計画です。こちらの進捗状況のご報告になります。

これは全市のページになりますので、各区の数字の積み上げになります。この表のうち、一番下の「Ｒ７年度」という欄をご覧いただきたいと思います。この欄と併せて、右上にあります「Ｒ７年度進捗状況」をご覧いただければと思います。

目で追っていただくのが大変かもしれませんが、ご説明してみますと、まず右上の囲みの進捗状況で、事業計画上の拡充量（ｂ－ａ＝490）に対し、実整備量（Ｂ－Ａ＝825）、達成率が168.4％とあります。こちらの意味ですけれども、左の表をご覧いただきますと、真ん中のやや左辺り、「確保方策」という欄の中にｂという数字があります。具体的に数字を申しますと、２万624という数字です。それから、ａはその上の欄になりまして、２万134という数字になります。この引き算が490でございます。その少し右に「確保量」、こちらは計画ではなくて実際に確保した数になりますけれども、Ｂが２万666、Ａが１万9,841、こちらの差が825で、この825が資料１－１でご説明しました数字になります。こちらの割合、825÷490が達成率になります。計画に対してどれだけの量を実際に確保したのかという意味で言うと、168.4％になります。

その下、２号、３号という年齢ごとの達成率、充足率をお示ししておりますが、今と同じ達成率で言いますと、例えば２号認定の「確保方策」の達成率は101.7％とありますが、こちらはｂの枠の中の２号の保育利用のお子さんですので、数字で言うと１万1,909という数字になります。これに対して、Ｂのほうで２号認定の保育利用のお子さんは１万2,110。この割合が101.7％であったという意味合いになります。また、「量の見込み」の充足率という数字も108.4％とあります。そちらの計算としましては、一番左のほうの「量の見込み」欄の２号の保育利用で言いますと、１万1,168が実際にこれだけの需要があるであろうという数値であったわけですけれども、これに対してＢの１万2,110がどれぐらいの割合であったかというと、108.4％であったということでございます。

口頭でご説明してもご理解いただくのがなかなか難しいかもしれませんけれども、これが概ね100に近づく、ないし100を少し上回るような状況がキープできれば、計画を達成し、かつ過剰な状況でもないと言えるのであろうと思います。トータルで「２・３号計」という一番下のところをご覧いただきますと、100.2％ないし102％という状況でございます。こちらが全区の積み上げになりまして、次ページ以降が各区の算出結果になってございます。

次のページの中央区につきましては、説明を割愛して恐縮ですけれども、「２・３号計」をご覧いただきますと、「確保方策」の達成率104.9％、「量の見込み」充足率106.１％。次の花見川区が、同様に92.5％と103.6％。次のページの稲毛区が「確保方策」99.0％、「量の見込み」充足率98.0％。次のページの若葉区が「確保方策」達成率99.2％、「量の見込み」の充足率106.6％。緑区が「確保方策」達成率97.7％、「量の見込み」の充足率94.6％。最後に、美浜区が「確保方策」達成率105.9％、「量の見込み」の充足率103.1％。こういう数字になってございます。

総括いたしますと、概ね全年齢、２号、３号全体で見れば、受皿の状況としては「量の見込み」に対して充足している状況と申し上げても差し支えないかと認識しております。

以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員：　認定こども園の新規開設園を見ますと、主に幼稚園ですけれども、幼稚園から認定こども園にと。認可前が幼稚園で認可後に認定こども園にとありますけれども、市としては幼稚園から認定こども園へ促進するという方向で考えていると理解していいのでしょうか。

○久保会長：　では、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。

おっしゃるとおりでございまして、私立幼稚園の認定こども園移行はこれまでも推進してまいりましたけれども、今後も推進してまいりたいと存じます。前回の会議でご説明させていただいたとおり、保育需要のほうが減少局面に向かって過渡期にあるという状況でありますので、移行する際の定員の設定については、今までよりも少し詳細に内容を確認させていただいて、移行のご相談をお受けする形になると考えてございます。

○榎沢委員：　その上で、「２　定員変更」のデータを拝見すると、認定こども園になって定員が増えているところもあるんですけれども、定員が減っているところのほうが多いですね。これは、保護者の方の希望が定員まで行かないということが背景にあって、もともとの定員よりも減るこ

とになっているのかどうか、そこを教えていただけますか。

○久保会長：　それでは、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。

ご指摘のように、こども園全体で見ますと、定員減となっているものが多くございます。そこをもう少し詳細にご覧いただきますと、２号あるいは３号認定の定員についてはいずれも少しずつ増でございまして、逆に１号認定のお子さんの定員を下げている状況であります。一般論になりますが、多くの幼稚園がもともとの認可定員を実際に今入園されているお子さんよりもかなり大きく設定されていて、認定こども園に移行したときに、ある程度それを現状に近い形にさせていただくのですが、実際運営していく中で、より一層１号認定のお子さんが２号認定のお子さんに移行したり、あるいは純粋に１号認定のお子さんのニーズがあまりなくて、そこの人数が縮んでいったりする関係で、１号認定の定員を絞っていくことが多くなってございます。その結果、ご指摘のような形になってございます。

○榎沢委員：　前にも申し上げたと思うのですけれども、保育所と幼稚園と認定こども園という３つの乳幼児期の基幹施設があって、新たに認定こども園というものができたことによって区別がなかなかつきにくい。つまり、一般的には、皆さんは幼稚園と保育所の区別をしていると思うんですけれども、認定こども園は何なのかというところが多分あるのだろうと思うんですね。１号認定は、３歳、いわゆる幼稚園の部分ですよね。そこが減ってしまうということは、利用する保護者の方たちが、認定こども園というのはどういう施設でどういうことが可能なのかということについての認識がなかなか難しいことが背景にあるのではないかと私は思っております。

市としても、認定こども園を促進していくということであれば、認定こども園を促進することの必要性をまず明確にする必要があると思いますし、その上で、認定こども園というものについての一般への説明、理解の促進といいますか、そういうことを同時にしないと、国がこういう方針でいるからということでもってただ認定こども園を増やしていけばいいわけではないので、そこのところを今後も検討していく必要があるのではないかと思っております。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。ご指摘のとおり、認定こども園につきましては仕組み的にも複雑な面もございますし、いろいろな利用形態のお子さんが一緒に使う施設でありまして、１号認定のお子さんと２号認定のお子さんの違い、提供される保育内容や仕組み上の違いを、実際に使われた方はある程度ご理解されているとしても、そうなる前の保護者の皆様に正確にご理解いただくのはなかなか難しい状況と、これまでもこの会議の中でもいろいろとご指摘をいただいているところでございます。

それもありまして、今回のプランの中で認定こども園に関する周知ということで項目としては残してございますので、これからも引き続き認定こども園の運営事業者の皆様にもお力をお借りしながら対策を考えてまいりたいと考えてございます。

○久保会長：　榎沢委員、よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、高島委員、お願いいたします。

○高島委員：　ご紹介ありがとうございました。

今の認定こども園の流れでもう一つご質問ですけれども、件数が増えたというご説明があったかと思います。これはすばらしいことだと思っていて、皆さんの活動のたまものではないかと思っているのですけれども、増えた要因とか、こういうことをしたから増えたというところがもしあれば教えていただきたいと思っています。なぜなら、こども・若者プランにも促進することが記載されていますし、令和７年からも促進しましょうと記載されていますので、そこのアクションが具体的に成功しているような分析ができていれば、今年度以降そういったことをしていけばいいのかなと思っていますので、そこの要因分析をされていれば教えてください。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ご質問ありがとうございます。

認定こども園が増えている理由につきましては、まず大きな理由として、いわゆる共働きのご家庭、お子さんが保育を必要とするご家庭が増えています。一方で、従来型の幼稚園さんは、基本的には、本当に「かつては」という話ですけれども、いわゆる専業主婦家庭であったり、親御さんがお一人おうちでお子さんを見られる状況の中で通う施設であったというところがありました。それが、社会情勢の変化によって保育が必要なご家庭がどんどん増えてきて、自然と従来型の幼稚園ではなく、認定こども園という道を選ばれる法人さんが増えていることが最も大きな要因であろうと考えてございます。

私どもとしてそれをどう促進してきたのかというと、十分であったかは別としてですけれども、幼稚園の皆様からご相談があれば、例えば、今、幼稚園の中でいわゆる預かり保育という形で比較的長い時間幼稚園を利用されているお子さんが何人いる。そのお子さんたちは、概ね２号認定のお子さんと変わらない使われ方をしている。そうすると、仮にこども園に移行したら定員設定はこうなるのではなかろうかとか、そういうご相談に乗ったり、あるいは、移行するときに少し備品を整えるとか、改修工事が必要だということがあれば補助金という形で少し財政的な支援をさせていただくとか、そういったことを重ねてきた結果、こうなっていると思います。

大きな要因としては、圧倒的に前者であろうと考えてございます。

○久保会長：　高島委員。

○高島委員：　ありがとうございました。

外的な要因は恐らく多くの方々が理解されているのかと思っていて、後者のほうのアクション、そういったサポートが効いてきたというか、そこもご理解いただけたという認識でいいですか。ありがとうございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、増田委員、お願いいたします。

○増田委員：　よろしくお願いいたします。

全体として２号の「量の見込み」の充足率は108.4％という中で、１・２歳児は86.5％、０歳は135.6％で、５年間の中でも実際に予測に対してどれぐらいの量を用意できたのか、ぶれがあるのが実態です。今回、各区の概要も簡単にお話しいただきましたけれども、区の単位で見てみますと、例えば０歳のところが極端にそれぞれの区で出ていて、６年度、７年度の３号（０歳）の「量の見込み」の変動の数字を見てみると、増えているところ、減っているところ、区という単位で

見ても変化が見られる中で、それぞれのこどもが通うことができる地域で見ると、足りている、足りていないという部分について、全体の数はクリアできているけれども、逆に言うと、十二分に足りている部分、足りていない部分が、年齢、地域の両方にわたっていろいろと出てきているのかなと感じられます。

特に、満３歳なども含めて２・３・４・５歳児については、認定こども園は、そういった変動の強力なバッファーの機能ですか、保護者のいろいろな変動などに合わせて、こども園という組織の中で弾力的に受け入れることができるという中で、そういった変化とか、読み違いというか、予想した数字のとおりに動かなかったときの吸収の機能みたいなものを果たしていると思っています。

こちらのほうを見ると、今は１歳児の受入れが足りない、０歳は余っているという話を非常に多く聞かれるのですが、今の保育園が足りなかったから新しい園をつくって足していこうという形であると、どうしても後手後手という形の中で対応し切れない部分がこれからも広がっていくのではないかと思っております。

千葉市の場合は、公立の保育所も今後残っていく中で、各地域などでこういったバッファーの部分でしょうか、こどもの場所などの受皿としての役割、これは公立だけではなくてほかの施設もそうですけれども、純粋に定員というだけではなくて、少し弾力的な運用も将来を見据えて考えていく必要もあるのではないかと感じているところですけれども、どうでしょうか。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。年齢ごとに充足している年齢帯と足りていない年齢帯があって、大まかに言いますと、３歳以上のお子さんと０歳のお子さんに関しては、数だけ見ると供給量が上回っていて、逆に１歳、２歳が足りないという状況で、例えば０歳の担当の保育士であった方が、実際には１・２歳を見るという形で、まさに弾力的にそこを調整していただいて入所していただくというケースが多々あるわけでございます。そういう総合的な調整の中で、今、少なくとも昨年４月時点までは、待機児童ゼロを達成している状況でございます。

そういった状況の中で、働いている方であっても働いていない方であっても、例えば通園中に環境が変わったとしても通い続けられるとか、そういったこども園としてのメリットは重々承知しておりますので、引き続き、その意味でもこども園への移行は促進していきたいと考えているところでございます。

公立保育所のお話がありましたけれども、公立保育所と民間の保育園がどういう役割を分担するのかというのは、今この場でお答えは申しませんけれども、そういったご指摘も含めて、先ほどの認定こども園に関する榎沢委員からのご指摘と併せて、検討させていただきたいと考えてございます。

○増田委員：　ありがとうございました。すみません、ちょっと言葉足らずで、単純な地域の振り分けを公立園、民間園と振り分けていくという話ではなくて、やはり公立園としてもっと大きな視点に立った役割を果たしていくことも今後考えていっていただけたら、よくなることにつながっていくのではないかというお話でした。すみませんでした。ありがとうございました。

○久保会長：　では、ご意見としてよろしいでしょうか。

そのほか、ご質問。

では、岸委員、お願いいたします。

○岸委員：　ありがとうございます。岸です。

97名マイナスというのは、こどもがそれだけいなくなっているということでしょうかね。約100名分の量が落ちているということですよね。

この場では、先ほど来、量の確保の話で、当然行政としては量を確保していくことはすごく重要なことで、あらゆる人々がいろいろな仕方で施設を利用できるような場をつくっていくことは大事なことだと思います。そういった権利を守っていくことは行政として非常に大事なことです。

しかし、一方で、量だけではなくて質の確保は、自分の首を絞めるような話になってくるわけだけれども、例えば、幼稚園で３・４・５歳を対象としてきたところが幼保連携になって、０・１・２歳の保育もするようになりますが、。そうすると、３・４・５歳のような保育を０・１・２歳ではできないわけで、その辺りの保育の質の促しということを当然幼稚園協会でも考えていかなければいけないし、風間先生がいらっしゃる県のほうでも考えていかなければいけない。やはり行政とも一緒になってその辺りを考えていかないと、結局そこに来るこどもたちに悪影響が及ぶということを我々はどこかで意識していなければ、「量が増えた。あらゆる権利が認められる。」というわけにはいかないのではないかと思います。

こどもの保育の質については、研修の機会を増やすとか、様々な仕方で可能性があると思いますけれども、保護者の問題が非常に変わってきている。

幼稚園あるいは小学校、義務教育のホームグラウンドは、まだ家庭が中心です。ホームというぐらいですから。その辺りについて、考えなければいけないなと。大人の権利ではなくて、こどもの権利ということをきちんと踏まえた上で量を確保していかないと、今度はこどもたちが大人になったときに、どういうふうに子育てをしていくか。今、アタッチメントの問題がすごく重要視されているので、その辺りのことは、量の確保ということを言うのと同時に質のことを一緒に考えていこうという話をどこかでしていかなければいけないのではないかと思って伺っていました。

感想です。以上です。

○久保会長：　事務局、よろしいでしょうか。それではお願いいたします。

○香川幼保指導課長：　ありがとうございます。幼保指導課でございます。

国も方針を大きく転換するということで、これからは量の確保だけではなくて質の向上に取り組んでいくという方針が示されました。本市としましても、毎回同じような答弁で大変恐縮ですけれども、先生がおっしゃったように、保育者個々の質の向上が重要ですので、研修をしっかり頑張っていくことと、あとは、巡回指導員という職員が各園を回らせていただいて、その場でご質問があったときにアドバイスをさせていただくという取組をしておりまして、公立、民間含めて500弱の施設がありますけれども、どの園でも同じような保育が受けられるようにという取組を進めております。

また、私ども指導課も、保護者より本当にいろいろなご相談を頂戴しており、中には対応が難しいご意見も頂戴します。

先生のご質問に対する答えとは違うかもしれませんが、本市は、今年度の４月にちばし幼児教育・保育人材支援センターを開設しまして、まだ園の皆様に周知が十分ではないかもしれません

けれども、人間関係や対応に苦労されている方のご意見が多い中で、弁護士や臨床心理士にセンターと年間契約していただいて、そういった対応について専門的な見地から助言できる取組も進めております。ぜひそういったところもご活用いただければと思います。

おっしゃるように、サービスが提供されればされるほど、それが需要を喚起してより多くのことを求められるところがあると思うのですけれども、どういうふうに取り組んでいけるかというのは、引き続き考えさせていただければと思います。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

では、榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員：　岸委員からいいことが出されて、事務局のほうからも答えがあったので、私の考えも申し上げたいんですけれども、「保育サービス」という言葉は私は嫌いなんです。サービスと言うと、お金を出したら当然それはもらえるとなってしまって、保護者が自分勝手な要望をしてくるという話だと思うんですけれども、そもそも子育て支援は何のために始まったのかという理解が重要で、子育て支援は保護者の育児能力の向上を目指すことが目的なんです。でも、サービスばかりが前面に出てくると、そのことが利用者の方には意識されてこない。つまり、サービスだから、必要なお金を払えばそれが提供されるのは当たり前だとなってしまう。国が始めた子育て支援の目的は、保護者の代わりにやってあげるのではなくて、保護者の育児能力をいかにして保護者自身が高めていくことができるかというその支援なわけで、そこのところを保護者の方たちにも理解していただくような努力が必要かと思います。お答えはいいですけれども。

○久保会長：　よろしいでしょうか。では、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。幼保支援課でございます。私からお答えするべきなのか、保育部門を代表できるか分かりませんけれども。

とかく近年、いろいろな種類の支援策を打ち出せば打ち出すほど、サービスという言葉を使いがちになってきています。例えば、「保育サービス」という言葉は皆さん日常的に耳にされていると思いますが、確かに「サービス」という言葉は、対価を払えばしかるべきサービスが受けられるというような印象を与えます。辞書的に見ますと、役務提供とか、サービスに代わるいい言葉がなかなかないというところがございます。ただ、「サービス」という言葉がそういう誤った認識を喚起するのであれば、そこは考える必要があると思いますので、課題として認識させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

では、横尾委員、お願いいたします。

○横尾委員：　ありがとうございます。ちょっとどきどきしながら聞いていた保護者の横尾ですが、ただただ感想というか、「そうなんだ」とお話を伺っていて感じました。

私は長男が６歳なので、６年前に遡ってみると、先日も申し上げたのですけれども、幼稚園と保育園の違いからまず調べて、幼稚園のほうも預かり保育とは何だろうというところから調べて、認定こども園と、ひたすらずっと勉強している気分で調べておりました。

先ほどおっしゃられたけがをした場合、長男が保育園のときに鼻血が出てしまって、保育園から「これから病院に連れていっていいですか」というお電話を受けて、「ありがとうございます。後で伺います」とおっしゃっていただいて、そんなにやってくれるのだなと思っていたので、そ

ういう感覚でいてはいけないんだなと思いました。

覚えた頃にこどもが成長して、今度は小学校のことを覚えていって、保護者も１年生というか０歳からのスタートなので、覚えて、勉強してまた次のことを覚えてとなったときに、何が当たり前で何がいけないのか、正直ボーダーが難しい。それは保育園でも幼稚園でも違うとは思うんですけれども、その辺りは保護者がそういうことを意識していかなければいけないと今お話を伺って思いました。

終業式のこともそうだったんです。保育園なので、終業式があっても、その後３月末まで預かってくれるので、私の中では保育園はそういうものだと思っていたんですけれども、幼稚園のお母さんから、それこそサービスではないですけれども、「そんな感じなんだ」というところがあって、保護者自身が何にも分かっていない方が多いのではないかなと。言い方が適切ではなかった、それが当たり前だと思っているような言い方はその方の問題かとは思いますけれども。でも、悪気がなくても、そういう感覚の方は結構いらっしゃるのかなと思いました。

これはただの感想です。ありがとうございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見等がないようですので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　ありがとうございました。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（２）「令和７年度における施設・事業の整備計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課からご説明いたします。資料２をご覧いただければと思います。座って失礼させていただきます。

冒頭、おわびめいたお話で恐縮ですけれども、こちらの内容としましては、令和７年度予算における整備予定を皆様にご報告するという議題になります。本来であれば、議題というよりも報告事項と整理をして皆様にご案内すべきだったかと今になって思ってございます。申し訳ございません。内容としましては、今申したタイトルのとおりでございまして、「令和７年度予算における整備予定」になります。

囲みの中にありますように、整備箇所としては合計で15か所、定員の増で言いますと433人分となります。予算の総額につきましては７億9,200万円。前年度の当初予算と比べると、概ね8,000万円程度の減でございます。

１番目として「認定こども園の移行支援」。こちらは予算上３か所で想定してございます。囲みにありますように、改修という方法、あるいは小規模な改修・定員増という方法でもって合計で40人分という想定の予算になります。

２番目が「認可外保育施設の認可化移行支援」で、認可外保育施設が認可の保育園に移行する場合に改修費の補助等を行っておりますけれども、こちらを１か所分見込んでおりまして、定員としては30人分になります。

３番目が「小規模保育事業開設支援」。こちらはご承知かもしれませんが、３歳未満のお子さ

んを対象とした小規模な保育事業所になります。こちらも整備が１か所分で定員19人。

４番目として「事業所内保育事業の認可支援」。こちらも１か所で定員が12人。これは地域のお子さんが入る枠分として12人になります。従業員のお子さん用の枠はまた別になります。

５番目の「民間保育園の整備」。こちらは９か所分の予算を確保してございます。内訳としましては、囲みの中にありますように、定員変更や分園設置が１か所で定員30人分、新設が８か所で定員302人分、合計で332人分でありますが、かねてよりご説明のとおりでありまして、予算上９か所を確保しておりますけれども、実際に保育園をつくる必要があるかという判断に当たりましては、改めて地域ごとに詳細に需要を分析しまして、慎重に判断をします。ですので、過剰な整備とならないように留意して整備を行う判断をするということでございます。

それから、６番目の「賃借料補助（３件）」とございますが、こちらは賃借物件で保育園を営んでいただく場合に、地域によっては非常に家賃が高いので、そこに対して家賃の補助を行うというものを３件分見込んでおります。

これらをトータルしますと、ご案内の金額になるというご報告になります。

以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。こちらは実質は報告事項ということですので、議論ということではないですけれども、もし何かご質問、ご意見があるようでしたらお願いしたいですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、一応議題になっておりますので、事務局案のとおりに決定するかどうかについて皆さんにお諮りしたいと思います。ご意見がございませんので、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（３）「『千葉市こども・若者プラン（案）』について」、事務局から説明をお願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課からご説明いたします。資料３－１から資料３がたくさんありますけれども、一式をお手元にご用意いただきまして、まずは３－１をお願いしたいと存じます。座ってご説明させていただきます。

「『千葉市こども・若者プラン（案）』に対するパブリックコメント手続の実施結果」でございます。前回の会議でパブコメにかけるプラン案をご審議いただきましたけれども、そのパブリックコメントの結果のご案内でございます。

まず、１番目の「募集期間」としては、ご覧のとおり１月末から２月末にかけての１か月間。

３番目の「周知方法」でございますけれども、様々な方法で周知を図りました。この会議でも久留島委員からご指摘がありましたように、お子さんに直接意見を聞くのは難しい面はあるけれども、保育施設の保育者がこどもの意見をある意味代弁する形でお答えいただけるのではないかという示唆をいただきましたので、市内の保育施設・幼稚園にも周知をさせていただいた次第です。

５番目の「募集結果」でございますけれども、16人から58件のご意見をいただきました。

６番目の「市の対応状況」でございますけれども、大きく４つに分けてあり、「ご意見を踏ま

え、計画（案）に反映するもの」が17件。お手元に厚い冊子がありますが、これはプラン全体についてご紹介しております。それから、（２）「今後、施策や事業を推進する上で参考とするもの」が16件、「ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済みであるもの」が20件、「その他」が５件ということになってございます。

７番目「項目別の意見数・計画への反映数」をご覧いただきますと、この中で、この後ご紹介しますのは、主に２の「各論」、第４章の「子ども・子育て支援事業計画」の部分です。こちらに関して言いますと、そこに特化したものは、件数で言いますと５件、計画に反映したものが３件となってございます。

３－１のご説明は以上でございまして、今申し上げました第４章に関連する部分のご説明をさせていただきます。

まずは資料３－２をお手元にお願いいたします。「『千葉市こども・若者プラン（案）』に対するパブリックコメント手続きの意見の概要及び市の考え方【第４章関係】」の抜粋になります。「資料３－２」の左隣にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄとありますが、先ほどの４区分をお示ししたものになりまして、表の一番右にＡ・Ｂ・Ｃで区分をしてございます。この区分がＡ、計画に反映したものにつきましては、この資料の後、資料３－３で別途内容をご説明させていただきます。

まずは３－２を一通りご説明させていただきますと、一番上、総論のところで、ご意見が「（産休・）のように産休を括弧書きで表示している理由」のところです。これはご指摘のとおりで、今は産休を括弧書きにする理由は特にございませんので、ほかの育休、介護休業と併記する形とさせていただいております。

２番目のご意見になりますが、第１章の基本施策２「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」という第４章ではないところではあるのですが、ご意見をいただいておりまして、千葉市に転入予定の方から、「児童館のような屋内の遊び場が複数欲しい」ということでございました。今住んでおられる自治体では無料で使える児童館がたくさんあって、非常に活用させていただきましたということで、「千葉駅の周辺にも屋内の遊び場を充実させてもらえると、より子育てしやすくなる」というご意見をいただいてございます。こちらに関して、お答えとしましては、本市においては児童館の設置は実は現在もしておらず、今後についても設置の検討はしてはございませんが、類似する施設として、中央区のQiball（きぼーる）の中に子ども交流館が設置されております。また、親子の遊びと交流の場の提供、それから相談、講座等の開催をしております地域子育て支援拠点、子育てリラックス館や子育て支援センターが20か所ありますというご紹介をさせていただいております。さらに、次の下段ですけれども、家庭でも学校でもない第３のお子さんの居場所として「どこでもこどもカフェ」という取組を32か所で実施しておりまして、こういったものも含めて、お子様の居場所の確保に努めてまいりますというご回答を差し上げております。

それから、３番目でございます。こちらは同じく多様な遊びや体験の項目になりますけれども、「子育て施設のレベルが低い。Qiball（きぼーる）以外の施設で、子育て支援の施設の魅力的な建物がない。リラックス館などもあるが、例えば専用の授乳室やトイレのおむつ替え台等々の設備が整っていなくて基本がなっていない」という厳しいご指摘をいただいてございます。これに対しましては、既存の施設の活用を前提に子育てリラックス館等は整備しておりますけれども、

改修に当たって、費用面を考慮するだけではなく、現在の部屋の広さや各施設が入居する建物の状況など、様々な制約がある中で改修の可否が決まってまいりますが、今後そのような機会があった場合にはご意見も参考に進めさせていただくという考え方をご回答差し上げてございます。

４番目です。こちらもまた同じ項目になりますが、「中央区ではなくて、東京側にも子育て支援施設をつくって子育て世代の呼び込みをするべきではないか。Qiball（きぼーる）や千葉公園などの整備された施設をほかの区にも広げてほしい」というご要望、ご意見でございます。これに対しましては、先ほどと同様になりますが、市内20か所に地域子育て支援拠点を設けているということ。それから、大規模な子育て施設の整備予定は現時点ではありませんけれども、今後、皆様の需要の把握に努めてまいりますというようなお答えになってございます。

それから、５番目は第４章に関するものですけれども、「３　現状と課題」の（２）「子育て家庭の状況」で、「和暦と西暦を併記すると、どれだけの時間が経過したのかを読み手が計算しやすい」というご意見でございました。それから、併せて「令和４年度のニーズ調査の結果だけではなく、もう少し前の調査結果もあったら掲載してほしい」というご意見です。こちらにつきましては、ご意見を踏まえて西暦を併記する。それから、過去のニーズ調査の結果を内容を比較できるように掲載をするということで反映をさせていただいたＡ区分となってございます。

次の６番目、こちらも「３　現状と課題」の（６）「外国人住民数の状況」で、「平成31年と令和６年の国別の割合を示していただきたい」と。その中でも、「こどもや若者の割合も掲載してはどうか」というようなご提案でありました。これにつきましては、図表のご紹介の中で、外国人住民数の推移につきまして上位５か国を記載するということで反映させていただきました。ただ、外国人の方々の中でのこども・若者の割合については、統計データを持ち合わせていないので、今後検討させていただきますということにさせていただいております。

それから、次の７番目が「４－４　教育・保育等の『質』の確保・向上」でございます。先ほどの委員の皆様からの意見とも重なりますけれども、「保護者の方々が抱える問題の多さや、それに対応する若手保育士の負担を考慮していただきたい。近年では、発達障害のあるお子さんの多さだけではなく、精神疾患や発達障害を抱える保護者の方々も多くなり、保護者の方々に対する支援の負担が保育士の意欲の低下や離職につながっているのではないか。給与の面でも、生命を預かる職務として十分評価される水準ではないのではないか。保育士の心の健康や生活に寄り添った施策を取り入れていただきたい」というご意見でございました。これに対しましては、心身の状況に応じて特別の配慮を必要とするお子さんを保育する保育施設に対しては、本市の巡回指導員が定期的に巡回して助言を行うとともに、施設からのご要望があれば、訪問して相談に対応するなどの支援を行っています。さらには、令和６年に、先ほどご紹介のありましたちばし幼児教育・保育人材支援センターを開設し、相談員による相談業務を開始して、保護者の対応も含めて、幼児教育・保育の現場特有の悩みなど、問題を抱える保育士を積極的に支援しております。それから、保育士の給与につきましては、引上げの重要性も重々認識しておりまして、本市が独自に行っている保育士等の給与に上乗せする千葉市手当を令和７年４月から月額最大３万円から４万円に増額するなどの施策を行ってまいります。引き続き、「質」の確保、向上を図ってまいりますという回答になってございます。

続いて８番目です。こちらは「５．主な取組内容」の中で、これから詳しくご説明しますが、

「第４章のそれぞれの取組は、全ての施設が対象であるように見えるが、対象になる施設が限られている場合もあると思われるので、取組ごとの対象を明らかにすると分かりやすいのではないか」というご提案です。これにつきましては、対象施設が分かりやすくなるように、別表形式で掲載するということで反映させていただいたところで、Ａとなってございます。

９番目でございます。こちらは「４－６　出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進」に関するご意見でございます。「若い世代の方々へ、体験型のライフデザイン支援の導入を強く提案したい。お子さんを持つことの現実について、十分な情報を得る機会が限られていて、育児の具体的なイメージを持ちにくいことが出産の選択をためらう一因となっているのではないか」というご意見でございます。これに対しましては、ライフデザイン支援について、対象年代の絞り込みや体験にご協力いただくご家庭、体験時の事故など、体験型の導入に当たっての課題や、費用対効果を想定する必要がありますので、今後の事業を推進する上での参考とさせていただきますとさせていただいています。

次のページをお願いいたします。10番目は計画全体に関するご意見になります。「千葉市は、いわゆる自治体の子育てランキングに入っていない場合が多い。ほかの自治体のほうが子育てに適しているのではないかと感じられることが懸念される。今回のプラン全般で、平均点以上の支援が受けられるという印象はあるけれども、特筆すべき点が見当たらない。より分かりやすいアピールポイントとなる施策を打ち出すべきではないか」というご意見になります。これに対しましては、特徴的なものとしていくつか挙げさせていただいておりまして、今後、よりアピールできるように検討してまいりますと申し上げているところです。

まず、子育て家庭への支援につきましては、５年連続で保育所の待機児童ゼロを達成するともに、令和６年４月からは子どもルームの待機児童もゼロになりました。このほか、子ども医療費助成事業では、本市独自に第３子以降のお子さんの無償化を実施するなど、子育て支援の充実を図っています。それから、こどもや若者に対する支援につきましては、国のこども基本法の趣旨を踏まえた条例の制定に向けていち早く取り組みまして、他自治体であまり例のない若者に関する規定を多く設けた「千葉市こども・若者基本条例」、この後報告させていただきますが、こちらを施行予定であるということ。この条例に基づきまして、こども・若者の意見を市政に反映させるための会議を開催したり、こども・若者施策推進のための外部有識者の専門的知見の活用、それから、こどもの権利に関する救済委員などを設置してまいりますという回答をさせていただいております。

最後、11番です。「第４章の項目立てについて、ほかの章と記載をそろえたらどうか」と。こちらについては、おっしゃるとおりですので反映させていただいております。

資料３－２は以上でありまして、続けて資料３－３をご覧いただきたいと思います。今のパブコメの資料３－２の中で、意見を反映してＡと区分させていただいたものの具体的な内容をお示ししたものになります。

１番目は、「産休」の括弧を外したというところでございます。

このＮｏ．は先ほどの資料３－２のＮｏ．に対応しておりますが、５番目に出てきたこちらにつきましては、ご覧のように、修正前は令和４年度についてのみの円グラフを掲載しておりましたけれども、右の欄にありますように、令和４年度、平成30年度、平成25年度と、本市が行った

過去の調査を含めたご紹介をさせていただいているところでございます。

一つお伝えし漏れました。項目という欄のＰ、ページの表示があります。１番であればＰ18と。こちらはパブリックコメントを実施したときの計画のページでありまして、今お手元にある冊子のページとずれてしまっております。ですので、１番のＰ18、これは変わらないのですが、５番は今は151ページに掲載されております。失礼いたしました。

次のページは、資料３－２で言うと６番目のご意見に関するものです。外国人住民の統計情報の表示について、修正後の記載にありますように、千葉市の外国籍の方の人数が多い順に上位５か国の内訳を表示させていただきました。

続いて、次のページのＮｏ．８でございます。こちらにつきましては、「質」の確保・向上に係る各々の施策がたくさんあるわけですけれども、それらの施策について、どの施設類型、例えば保育園だと該当するのか、幼稚園だと該当するのか、そういったことが分かりにくいというご意見で、これを一覧で整理させていただきました。この点につきましては、これまでの会議の中でも岸委員や風間委員からご質問があったことと関連するかと存じます。

こちらは冊子のほうでご覧いただければと思いますが、資料３－４という厚い冊子の188ページをご覧ください。ここに○印が並んだページがあろうかと思います。こちらは、章で言いますと４－４－１で、いわゆる保育の「質」の確保・向上に関する各種取組。この冊子で言いますと、179ページから４－４－１がスタートしますけれども、そこから185ページの４－４－６までの各種施策について、施設類型ごとに施策が適用されるのかどうかを一覧表の形で整理させていただきました。

区分としましては、左から、保育所でも公立と民間、認定こども園でも公立、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、それから地方裁量型というものがあります。それから、私学助成の幼稚園の場合、施設型給付を受ける幼稚園の場合、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、それから認可外の保育施設と、それぞれ対象になる、ならないというところを整理させていただいてございます。

中には、10番目にありますように「園・施設間における保育士等の交流に関する検討・実施」が「今後検討」となっておりますけれども、こちらについては新しい取組でこれから着手するものなので、現時点でどこまでを対象範囲にするかが決まっていないものについては、今後検討とさせていただいているところでございます。

それぞれの施策の内容につきましては、これまでにご説明させていただきました経緯がありますので、本日は個別の説明は割愛させていただきます。

今日は間に合わなかったのですが、一番左のＮｏ．が１、２、３、４とただの連番になっているんですけれども、これが４－４－１の①とか②という前のページのどこに該当するかということが分からないと見にくいので、そこはこの後修正をさせていただきたいと考えてございます。

こちらの説明は一旦ここまででございまして、元の資料３－３にお戻りください。

次は11番目でございます。こちらにつきましては、項目立ての仕方をほかの章と合わせさせていただいたという内容になります。

ここまでがパブリックコメントの意見を反映してプランを修正した部分のご報告でございました。

次のページからは「２　予算編成等による修正」になります。

まず、４ページのＮｏ．１です。「確保方策」の修正前、修正後を並べさせていただいております。こちらは、この会でもご審議をいただいて、「量の見込み」と「確保方策」の今後の５年間の数字を一旦ご了承いただいたものではあるのですけれども、先ほどご説明しました資料１－１の中で、定員増の予定が922人であったものが、実際はそれを下回る数字になったということがございました。それを受けての補正となります。

修正前のほうの「量の見込み」をご覧いただきますと、例えば、今後の保育需要の指標となります「量の見込み」は、令和７年度は２万253でありますけれども、令和７年４月の入所の状況を見ますと、今は確定していないですけれども、申込者数が２万人をやや上回る見通しです。１年前はどうだったかと言いますと、令和６年４月は１万9,839件でございました。ですので、想定していたとおり、皆様にもご了承いただいたとおり、保育比率はまだ上昇していくのではないかという読みが概ね妥当であったと言えます。それに伴いまして、「量の見込み」につきましても、この設定は概ね妥当なのではないかと事務局では考えております。

一方で、議題（１）でご説明しましたとおり、お示ししていた922人という定員増は、実際には825人増にとどまることが確定いたしましたので、今後５年間の計画策定に当たりまして、今後の供給量の指標になります「確保方策」につきましては、発射台の部分を正確に設定することが望ましいと考えまして、定員増の差分を「確保方策」に反映するという補正を行わせていただいた結果になります。第２回の会議でご説明しましたとおり、「確保方策」は「量の見込み」に対して不足する受皿を、保育所あるいは小規模保育事業を新規整備するとすればという仮定の下で設定したものでありますけれども、この組合せを今般の定員増の差分、少し少なくなった分を反映して調整させていただいた結果が修正後欄の「確保方策」の数字になります。こちらの４ページは、区ごとの補正した結果を積み上げたものになります。なお、実際の施設整備につきましては、毎年度実施する詳細な事業分析の結果に基づきまして、過剰な整備とならないように十分留意してまいります。これは先ほど申し上げたとおりです。

また、令和９年度中に行うこの計画の中間見直しにおきまして、直近の入所状況、入所申込み状況、それから社会情勢等を踏まえまして「量の見込み」及び「確保方策」を精査しまして、必要に応じて補正をかけるということはお約束のとおりでございます。具体的な数字のご説明までは差し控えますけれども、そういった考え方にのっとって補正をさせていただきたいというご提案になります。

続いて、５ページをご覧ください。こちらは「親子関係形成支援事業」です。こちらの「量の見込み」「確保方策」で若干修正がありますのでご案内をいたしますが、修正前の下の表の「確保方策②」という数字は、令和７年度は24であったところ、修正後は12に減じております。こちらは、予算編成の過程で、24よりも12のほうが妥当という判断の下で変更させていただきたいというものでありますが、令和８年度の48という数字以降は変更はありません。すなわち、ゴールは変えていませんが、初年度の数が少し減という状況でございます。

次ページ以降は、先ほどご説明しました「確保方策」の補正の各区の状況でございます。ご説明は差し控えさせていただきます。

最後、12ページ、一番後ろのページをご覧いただければと思います。「＜参考＞令和７年度組

織改正の概要」というところです。こども・若者に関する施策を全庁的に推進し、これまで行政の支援が届きにくかった年代へのサポートを強化するため、こども未来局こども未来部こども企画課内に「こども若者支援室」を新設いたします。

もう一つ、「こども家庭センター」の設置でございます。全ての妊産婦や子育て家庭に対し、一体的支援を強化するための仕組みとして、区健康課の「母子健康包括支援センター」と区こども家庭課の「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を統合した「こども家庭センター」を各区に設置するということでございます。

ご説明は以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員：　ご説明ありがとうございました。

地域子育て支援拠点事業の子育て支援館の職員として一つ質問があるんですけれども、子ども家庭総合支援拠点になって、健康課さんよりもこども家庭課さんと連携を図らせていただく機会が多くなったかなと感じています。市も「こども家庭センター」を各区に設置するということで、例えば窓口がどこになるとか、具体的に変わるところがありましたら教えてください。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○田中こども家庭支援課企画調整担当課長：　こども家庭支援課でございます。

千葉市の場合の「こども家庭センター」ですけれども、現状の母子保健機能につきましては健康課、それから児童福祉の機能につきましてはこども家庭課、それぞれの窓口はそのまま変わらないんですが、内部の組織体制を強化するということで設置するものです。

○廣瀬委員：　ありがとうございました。

○久保会長：　では、そのほかにご質問、ご意見はございますか。なさそうですので、よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○久保会長：　ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項（１）「令和７年度以降の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。では、報告事項（１）、令和７年度以降の乳児等通園支援事業につきまして、ご説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

お手元には、資料４－１、４－２をお願いいたします。

では、ご説明させていただきます。いわゆるこども誰でも通園制度に関するご説明となります。

資料の２ページ目をご覧いただきますと、これは改めてになりますが、国の動向としましては、「こども未来戦略」というものが令和５年12月に閣議決定されまして、その中で「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」、それから「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」をするという方向性が決定しました。

次のページ、３ページ目をご覧いただきますと、「こども誰でも通園制度」というものが創設されました。下の「本格実施に向けたスケジュール」をご覧いただきますと、令和６年度は、手

を挙げた自治体が試行的事業として試みの実施をするということでございまして、こちらは千葉市もエントリーをして実施してまいりました。その結果の検証によりまして、いろいろな課題が明確になったと考えてございます。令和７年度以降の運営にそれを反映するとともに、国に対しても提案・要望をしてまいりたいと考えてございます。

令和７年度、来年度につきましては、試行、試みではなくて法律上制度化をされて、児童福祉法に基づく認可を受けた事業者が営む事業となります。令和８年度には給付制度に移行するということで、令和７年度中に今までほかの事業でご議論いただきました「量の見込み」や「確保方策」を策定して、それに基づいて需要に応えていくように努める形になっていくということでございます。

次の４ページをご覧いただきますと、こちらも復習的なところはございますが、この制度の対象者は、保育所、幼稚園、こども園等に通っておられない０歳６か月から２歳のお子さんで、満３歳のお子さんは対象外になります。利用時間の上限が月々10時間、保護者負担額については１人１時間当たり300円です。

事業者さんの視点からご覧になりますと、実施施設につきましてはほとんどが既存の認可施設、保育所や認定こども園、幼稚園、そういったところでやっていただいています。

それから、利用料収入、事業者様の収入は、市を経由して支払われる委託料が１時間１人当たり850円、先ほどの利用者負担300円と合わせて1,150円です。これが、額としてはかなり足りないという議論もありまして、吹き出しにありますように、令和７年度の補助単価についてはかなり引き上げられましたが、根本的な人件費をきちんとカバーできるかというところについては、これで解決するかどうかは分からないという状況ではございます。

次の設備基準や保育士の配置につきましては、保育施設と概ね同等の基準が設けられていて、これらにつきましては令和７年度から認可制度になりますので、今般、千葉市も議会でこの基準になる条例の議決をいただきまして、令和７年４月から施行することになってございます。

次の５ページをご覧ください。乳児等通園支援事業の認可基準につきましては、様々な基準を満たしていることが要件になりますけれども、「実施方法」という欄にありますように、「余裕活用型」、保育所等で利用児童が定員に達していないときにその余裕を用いて受け入れるものと、「一般型」と言われるものの中でも在園児さんと合同で保育をするものと全く別室で保育するものという、概ねこの３類型があるということでございます。

次の６ページ目をご覧いただきますと、職員配置に関する基準になります。０歳児はお子さん３人に対して大人が１人、１・２歳児は６対１ということですけれども、真ん中の欄、在園児さんと合同で保育する場合には、一定の配置基準の緩和がありますというところで、これは一時預かりと同等であります。一般型という形で行っていただく場合には、この在園児さんと合同で保育するというのが今のところは主流になっているということでございます。

雑駁ですけれども、次のページ以降に進ませていただきます。認可の基準、認可をするときに満たしていなければならない事項を並べてございます。例えば、非常災害対策や安全計画の策定など、これらも認可の保育施設と概ね項目としては同等という形になってございます。

少しページを飛ばしまして、恐縮ですが10ページに目を移していただけますでしょうか。こちらは手続のフローになりますが、打合せをしている風景、真ん中のところに「①整備事業申請」

というのがあって、「整備事業決定について意見聴取」「設置認可部会」とあります。こちらは認可の事業になるに当たって取り入れられた仕組みになります。

この認可を受けた事業者さんが実施をするのですけれども、大きな流れとしては、まず右下の利用者様から「⑤利用認定申請」があって、それに対して、市から「⑥利用認定通知」があります。そうしましたら、利用者の方は⑦番、施設に事前登録・申込みをして、⑧番、実際に施設を利用して、⑨番、料金をお支払いいただくという形になります。

続きまして、11ページでございます。ここからは、令和６年度に実施した試行的事業の実施状況のご紹介になります。すみません、時点が「12月１日現在」と書いてありますが、今も変わりません。３月１日時点も同様です。実施施設は、保育所14か所、認定こども園６か所、幼稚園２か所、小規模保育事業所２か所、その他の施設が１か所、計25か所で試行的事業に取り組んだところです。うち、公立の施設が４施設含まれております。そのほかは民間の皆様の施設になります。

次の12ページをご覧ください。利用状況です。利用認定件数、先ほどのフローの中で使いたいという意思表示を皆様から市に対してしていただいたところでございますけれども、表の一番下の計、申請件数789件とあります。１月時点でこの合計数となっておりますけれども、今の時点では800を超えた状態になってございます。利用の対象になり得るお子さんの数は、千葉市の推計によりますと約7,000人強でありますので、右の「所見」というところにありますように、利用対象となるお子さんの概ね１割程度が使いたいという意思表示の申請をされています。

年齢別の申請状況を見ますと、ご覧のとおり０歳児が38.7％、１歳児が44.2％、２歳児が17.1％で、１歳児の申請が最も多く、０・１歳児で８割を超えております。ただ、０歳のお子さんは６か月経過してからになりますので、半年分でこれだけの数ですから、実質的には最多は０歳と言えるのかもしれません。

次のページ、13ページをお願いいたします。続いて利用実績であります。表の一番下の計の欄をご覧いただきますと、延べの利用児童数が1,215人、実利用人数、頭数で数えさせていただきますと219人、利用時間は3,940時間ということでございます。

右の所見にありますように、実利用人数219人の内訳としては、これも０歳児が最も多くなっています。利用申請789人に対して実利用に至ったのは219人ですから、３割弱の方しか実際には使えていない、あるいは使っておられないということでございます。利用申請に対する実利用の割合は、０歳児が33.4％と、これも高くなってございます。１回当たりの平均を取ってみますと、大体3.2時間使っていらっしゃるということで、総じて０歳児のニーズが高いというデータになってございます。

次の14ページでは、必ずしも使った方だけではないですけれども、利用認定を受けた方々に千葉市が12月にアンケートを実施した結果をご紹介します。アンケートの対象になった方は、この時点では651名でした。その中から32.4％、211名から回答をいただきました。下の項目はこれから個別にご紹介しますが、15ページをご覧ください。

全てご紹介するとお時間が長くなりますので、かいつまんでご説明させていただきます。「Ｑ３.回答者の就労形態」という右のグラフをご覧いただきますと、「産休・育休中」が83人（39.3％）、続いて「就労していない」方が80人（37.9％）ですので、先ほど０歳児のニーズが高いという印

象をお伝えしましたけれども、こちらも連動する形で産休・育休中のニーズが高いのかなというところが見えるところでございます。

16ページでございます。この事業を何で知りましたかというところで、「市政だより」が多くなっておりまして、ちょっと意外でございました。市政だよりという媒体よりも、我々はむしろ、このグラフで言うと左から３番目の「乳幼児健診会場」でお一人お一人にチラシを渡させていただいた効果がかなり高くなるのではないかと見込んでいたのですが、そこはちょっと残念な結果でございました。ぜひ今後この事業を周知していくに当たってのヒントを、この会議の委員の皆様からもいただきたいと考えているところです。

続いて17ページでございます。「利用しようと考えた理由」ですけれども、最も多いのが「自分や家族の休憩・時間確保のため」の159ですが、その両隣を見ていただきますと、「子育てのサポートが必要だった」や「歳の近いこどもや保護者以外の大人と関わらせるため」というところも一定数ございます。ここから、当然保護者の方々のご都合で利用されたということもあるとは思うのですけれども、こども目線でのニーズも一定数あったのかなと見込んでおります。

18ページをご覧いただきますと、月10時間の利用可能時間はどうですかと。「少し短いと感じた」方が44.5％、「とても短いと感じた」方が34.1％、合わせると８割と、やはり利用者の方々から見ると短いと思われるのかなと。ただ、この時間をただ長くすればいいのかというところは慎重に見極める必要があろうとは思っております。例えばお子さんの発達状況ですとか、この事業がどれだけ供給できているか、現場の先生方のご負担はどうか、はたまた国、市の財源はどうか。こういったことを総合的に勘案して決めなければならないことかなと考えてございます。

19ページをお願いいたします。右の「Ｑ８－２．１回あたりの利用時間」をご覧いただきますと、５時間以上という方から３時間、４時間という方々まで様々ですが、お子さんにとってベストな使い方はどうなのだろうというところを、今、事業者様の意見もお聞きしているところです。一気に長い時間使ってしまったほうがいいのか、２、３時間ずつ、そのお子さんの慣れに応じて使っていくのがいいのかというところがあります。ちなみに、令和７年度からは30分単位で利用できるようにしようと考えてございます。

続いて、20ページでございます。「施設を選んだ理由」は、圧倒的に「自宅から近い」、あるいは「空きがあったため」というところでございます。

続いて、21ページでございますが、こちらは「施設を選ぶ際に知りたかった情報」です。「保育士やスタッフの対応」、それから口コミ、評価、そういったものが重視されているようでございます。

22ページですが、こちらが大事なのですけれども、「施設を利用した後に見られたお子さんの変化」ということで、一番多くなっているのは「保護者がいない場所でも保育者や他のこどもと過ごすことができるようになった」、あるいは、その２つ右の「施設で覚えた色々な遊びをするようになった」、こういう一定の発達面の効果が見られるところではありますが、逆に、右から２番目の「特に変化はなかった」という回答も結構多くございます。こちらは、やはり月10時間では効果が表れにくいのか、あるいは、まだ始めたばかりなので効果を実感するに至る時期ではなかったのか。この辺りは引き続き見ていく必要があるかと思います。

23ページをご覧ください。「施設でのお子さんの過ごし方について、よいと感じたこと」です。

こちらにつきましては、例えば２番目の「家庭ではできない遊びの体験」、３番目「子ども同士の交流」、４番目「給食を通じた成長」等々を実感されているというご意見がありました。

右の円グラフ、「施設のスタッフの対応」については、「満足している」が73.1％で、現場の保育者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

24ページでございますけれども、保護者はその間どう過ごしていたかというと、「休憩・休息」や「家事」が多くなっています。当然そうなるのかなとは思います。

その右です。「利用によって、育児負担や育児不安が解消されましたか」という質問に対して、79.4％が「はい」と答えていただいております。こちらは、正面からこの回答を受け止めさせていただくとすれば、かなり効果はあったのかなと考えております。

次の25ページですけれども、逆に施設を利用しなかった方はなぜかというところです。「近隣に施設がないから」という方が45いらっしゃる。一番右から２番目、「ひとまず認定だけ受けておいた」という方、それから「その他」が53と多いわけですが、この中身を見てみますと、「空きがない、予約が取れない」「利用予定日が限定されており都合がつかない」と、総じてニーズに対して受皿が不足しているということが分かる結果かと思います。

次の26ページですけれども、施設に対する希望としては、「自宅から近い」ところが欲しいということでございます。その右隣の「事前登録や予約手続きが簡単」であるといいというところ、特に事前登録につきましては、「この手続をショートカットできないか」というような声はお聞きするのですけれども、お子さんの安全確保や現場の方々がこどもの状況を把握するという意味合いにおいて、事前登録は重要です。利便性の向上とお子さんの安全確保、現場の負担、そういったものをどうバランスをとるかというところが重要かなと考えてございます。

続いて、次の27ページです。自由記述の中からのご紹介ですが、ポジティブな評価としましては、「こどもの社会性や発達が促された」「育児の負担軽減、リフレッシュになった」「保護者の精神的な支えになった」。利用時の満足感としては、「保育士の対応が丁寧で安心感がある」「園で楽しく過ごしているこどもの姿を見て意義を感じた」というような肯定的ご意見をいただいております。

次の28ページは、これは必ずしもネガティブには限らないのですけれども、ご意見としまして、「利用可能時間が短い」という１番目や、２番目として、やはり「利用可能な施設が足りない」「近隣に対応できる施設がない」「予約が取れない」というところでございます。３番目として、やはり「手続が煩雑だ」というご意見も多くいただいているところでございます。３の２つ目の「複数園に登録できない」、これは一月１施設に限定していたのですが、令和７年度からは複数登録可にしようと考えてございます。

次の29ページ、全体として「今後もこの事業を利用したいですか」という問いに対しては、８割の方が「イエス」と答えていらっしゃいます。

次の30ページはアンケートの総括になります。事業へのニーズや期待は高いと認識していまして、事業の認知度や趣旨・目的の浸透を図るためにはさらなる周知広報が必要です。身近に利用できる施設がない等の理由によって利用に至らない方も多いので、施設の確保が必要です。０歳児の利用が多く、産育休中のニーズの高さがうかがえます。保護者もこどもにとっての好影響を実感されていて、レスパイト目的もありますけれども、発達面からのニーズもあります。保護者

の育児不安解消には寄与しているであろうと。それから、利用時間等は利用者によって様々ですけれども、月10時間は短いという意見が多いこと。スタッフの対応については満足度が非常に高くて、安心感、信頼感があります。

保護者にとっての利便性とお子さんにとっての効果・安全性のバランスを取ることが必要かなというところで、今集計中ですけれども、従事者の方、運営者の方々にもアンケート・ヒアリングを実施しておりますので、その結果と併せてさらに検証してまいりたいと考えてございます。

最後のページですけれども、スケジュールでございます。こちらにありますように、何とか令和７年４月１日からこの事業を継続して実施することができそうな状況になってございます。「予定」と書いてありますが、何とか実現できるように今頑張っている最中でございます。

当日配付で机上に置かせていただいたかと思います資料４－２はございますでしょうか。こちらは、あくまでまだ予定ですけれども、次の４月からの実施園になります。全部で23ですので、少し減ってしまっております。かなり短い時間で手続の準備をしなければならなかったので、４月からは試行的事業をやっていた事業者さんでそのままやっていただける方をまず募集しました。その結果がこちらで、公立園が入っていますが、この23施設ということになります。令和７年度下半期ぐらいから追加の民間施設さんに入っていただけるように、ＰＲや協力依頼をかけていきたいと考えてございます。

この試行的事業にご協力をいただいて、なおかつ、これは採算面で事業者さんとしてはかなり厳しい事業ですけれども、引き続きご協力いただける園がこれだけあるというのは、こども未来局としても本当にありがたい限りでございます。この場をお借りして御礼を申し上げる次第です。

ご報告は以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員：　市への意見というより、私はこの制度をつくった国に大変不満を持っております。というのは、これは保育所とか幼稚園で実施してくれるわけですよね。保育所は保育所指針、幼稚園は教育要領、認定こども園は教育・保育要領に基づいてこどもの教育・保育をやるわけです。その中には、専門家としてこどもの成長・発達をちゃんと踏まえて、見通しを持つ。つまり、計画的に行うということが求められているわけです。年間のカリキュラムだけではなくて、長期の指導計画や短期、週や日というふうに計画をつくってやっているわけです。家庭での子育て、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんにこどもを見てもらうのと保育所での保育の決定的な違いは、計画性があるかないかだと私は思っているんですね。

この新しい制度では、通常通っているこどもたちの中に、月10時間で保護者が預けたいというときにお願いしてくるわけで、つまり、その子たちにとって、園はどういう計画をつくれるんですかということなんです。計画性があるかないかは、保育の質に決定的に関わります。保育所とか幼稚園は、こどもたちの成長・発達を支えていくという見通しを持って、これまでのこどもたちの園での育ちとかを見ながら、集団、クラスとしての様子、それから個々のこどもたちの様子を把握しながら、未来に向けて、あるいは来週に向けてどういうふうにこどもたちの保育をするかを考えていかなければならないわけです。

この制度で、国は一体どこまでこどもの成長・発達に大きな影響を与える保育の計画を考えて

いるんだろうかと思うんです。これが現場の幼稚園とか保育所にぽんと行ってしまうと、恐らく非常に困ると思うんですね。つまり、通常のこどもたちにはちゃんと計画をつくってあって、その下で今日はこういうことで、昨日までのことを踏まえて、では明日はと連続性を持って保育できるわけですけれども、そこにぽんとこどもが来て利用していくということになると、「単に預かって」というだけにすぎないのではないのかと私は思うわけです。どれだけ園がそのこどもたちの成長・発達に責任を持ったことができるんだろうかと考えると、非常に国は無責任だと私は思っているんです。もっと詳しく保育の計画まで含めた制度設計をきちんとつくった上で、現場に、つまり自治体にこういう制度を実施しましょうと持ってくるべきだろうと私は思っています。だから、自治体も、現場でやっていらっしゃる園や保育所等も、国のずさんな計画の下でもって混乱させられると私は思っています。ただ数を増やせばいいというわけではなくて、あくまでも公的な保育は、こどもたちの成長・発達を、しかも保育の場合は一人一人ですよ。十把一からげではなくて、一人一人に即してということが言われている。それがこれでできるんですかと。そのためには、一体どういう計画をつくったらいいのかということを国はちゃんと示すべきだろうと思っているんです。

そういう問題を私は考えているので、ぜひ市としても協力してくれる園と一緒になって計画ということも考えていただければと思います。

○久保会長：　それでは、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　幼保支援課でございます。ご意見ありがとうございます。

榎沢委員のご指摘のように、様々な困難な点を内包する事業であると承知をしております。がゆえに、いち早く試行に取り組ませていただいたという面も、率直に言いましてございます。

いわゆる保育所保育、幼稚園教育に対して、誰でも通園における保育というものがどの程度の位置づけなのかというのは、我々も図りかねているところがあります。一方で、いわゆる一時預かり、言葉は適切ではないかもしれませんが、保育計画等の中で預かるのではなく、保育所がお子さんを単発で預かる仕組みとして一時預かりというものがありました。この一時預かりが存続しつつこの乳児等通園支援事業が走り出しておりまして、両者は一体どう違うのか。今、先生のご指摘によって三者かなと思ったわけですが、保育所保育と一時預かり、その間にあるのが乳児等通園支援事業における保育であるとすれば、それぞれがどういう位置づけになるのかというのは、率直に申しまして我々も探り探りという状況です。国に対しては、そこのすみ分けや、それぞれに対する理念をもう少し明確に整理していただきたいという思いはございます。

さはさりながら、私どもとしては、走り出している事業の中で、お子さんを安全に、かつ最大限の効果が発達面においても保護者さんの支援においても上がるような方法を見いだしていくことが必要ですので、様々ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

○久保会長：　榎沢委員、よろしいでしょうか。

○榎沢委員：　おっしゃるとおりで、一時預かりもそうなわけで、通常の保育の計画をやっているところにぽんと来るというときに、その子に対する計画的な保育はできるのかということは昔から問題で、だけれども、預かる以上はやはり責任を持たなければいけない。そうすると、どういう計画の下に一時預かりのお子さんを預かったらいいのかとなるし、今回の制度もそうなわけです。そこは、本当に現場の人たちは非常に困ることだと思うんです。

保護者の方も、いろいろな体験をさせたいから預けたんだということだけで満足してしまうのではなくて、預かってもらったことによってどうこどもが成長していったのかがやはり重要になってくるわけで、そこを保証しなければいけないということを考えると、行政も、今の時点でも非常に苦しいと思うのですけれども、令和７年度に実施していくに当たっては、やはり現場と連携を取りながら、こういう制度で預かるお子さんを通常の保育の中にどのように位置づけていくかについて相談をしていくということはぜひやっていただきたい。これはもっと、市から県というようにして、国に対する文句を言っていいと私は思っています。

○久保会長：　ありがとうございます。ご意見ということで、ぜひ事務局のほうで参考にして、どんどん国のほうに上げていっていただきたいと思います。

久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：　ご説明ありがとうございました。

もしかしたら今のところに関わるのかもしれないですけれども、22ページの利用アンケートの調査で、「保護者がいない場所でも保育者や他のこどもと過ごすことができるようになった」の41件をプラスの評価と捉えるということはいかがなものなのかなと。保育所でも、恐らく０・１・２歳のこどもはすごく長い時間をかけて安心できたりする。あれは多分時間をかけてのものだと思うのですけれども、月10時間でこれが達成できるということは、果たしてこどもにとってどうなのか。これは質問項目になると思うのですけれども、これ以降の調査では、そういうところも検討しながら。多分これが出てしまうと、「ああ、そうなんだ。これがこどもの発達にとってすごくいいことなんだ」となる。いい一面も多分あると思うんですけれども。隣の「保護者以外に甘えられる人ができた」の９件、さっき愛着の問題も出ていたのですけれども、０・１・２歳のこどもはそれがすごく大事にされている時期です。よかった部分の精査も引き続き。

もし項目が国から下りてきているものであれば、千葉市として、この項目は本当に保育指針とかそういうものに合っているのかというところが現場から出るなど、そういうことがあればいいのかなと。この仕組みを今後よくしていくというところが目的であると思いますので、そういうところはしっかり現場の意見も吸い上げながら、千葉市として発信していただければと考えております。

もう１点ですけれども、先ほど委員から、「こどもが生まれてからいろいろなことをすごく勉強した」と。これも多分同じだと思うんです。母子手帳と同時にこの説明が配付されるのかどうか。平成27年に新しい仕組みであるこども園ができたときには、母子手帳と同時に「３つ目の新しい施設ができました」というお知らせが入っていたのですけれども、何年か前にこの会議でもそういうことが分からないということで、私なんかは仕事で関わっているから知っていたり、あとは施設、仕組みに関わっている方は当たり前になっているのですが、今の保護者の方は自分が小さかったときにこども園がなかった方たちなので、こどもの権利を守るためにこういうものがあるんですということをタイミングよく丁寧に分かりやすく説明することはすごく必要なのかなと感じています。今、母子手帳に認定こども園のことが書かれているものが配付されているのか、改めて伺わせていただきたいと思いました。

あともう１点ですけれども、「５　試行的事業実施状況」（11ページ）の「事業所類型」と、今日配られた資料４－２の「施設類型」というのは、何か違いはあるのかなと。似たような類型

で項目の内容が違うところもあったので、ここら辺は今後どっちになっていくのかという質問です。

３点です。以上です。

○久保会長：　それでは、事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。

まず１点目のご指摘でございますけれども、このアンケートは、私どものほうが肯定的な効果としてご説明した部分も、場合によっては、保育者の立場から見れば、本当にそれがこどもにとっていいことなのかという裏の見方というか、別の角度からの見方があるというのは重々承知をしております。私の紹介の仕方がプラスに評価しているというようなご紹介であったので、ご指摘は当然だと思います。

今、事業者様に対してもアンケート調査を実施して、その結果を分析しているところですけれども、例えば、月10時間は短い。短いのだったら長くすればいいのか。利用者、保護者の方々の意見に全てお応えする形がいいのかというのは、実際の保育従事者の意見を聞いてからでないと判断できないと考えています。来年度以降も、現場の保育士の方々、運営者の方々のご意見をきちんとお聞きしながら進めてまいりたいと考えてございます。

ちょっと飛びまして３点目の類型のお話ですが、すみません、全く意識せずに使っていただけでありまして、特に厳密な使い分けをしておりません。以後、その辺りで誤解を与えないように気をつけたいと考えてございます。

○金田健康支援課長：　健康支援課でございます。

妊娠届出時の周知というところですけれども、母子健康手帳自体には国で決められた規定がございまして、具体的にというところまでの掲載はないのですが、交付時に、応援プランと、それに伴って事業の説明を全員の方に一覧でお渡ししている状況です。

ちょうど来年度の見直しを今しているところですので、また担当課とも相談しながら、きちんと妊婦さん一人一人に情報が伝わるように周知媒体のほうを考えていきたいと思っております。

○久留島委員：　母子手帳をもらうときはいろいろな紙があるので、そこから探すのも大変だし、何かのときは、やはり千葉市のホームページとかを見ながら、そういうアクセスの仕方とか。新しい仕組みは、自分が経験していない人たちにとって本当に分かりにくいんだなと改めて感じることがあったので、引き続きどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

では、猪原委員、お願いいたします。

○猪原委員：　ご説明ありがとうございます。

実際に利用させてもらった保護者としての意見や感想になるのですけれども、こちらの制度自体は、利用させてもらう側からはすごくありがたいなと感じることが多いです。家事だったり育児だったりにもういっぱいいっぱいで、頼る人も周りにいないという方も多いと思うので、買物に行ったり、息抜きをしたり、ちょっとした時間こどもを預かってもらえるというのはすごくありがたいことだなと実際に利用させてもらって感じました。ただ、現場の方々は本当に大変な思いをされているんだろうなというのもすごく感じたので、そこは本当にありがたいです。

こちらは意見になるのですけれども、やはり月10時間は短いというのは感じています。実際に

預けるこどもが１歳児だったのもあって、すごく人見知りと場所見知りが激しくて、初めは１回に１時間ずつとかですけれども、２、３時間ずつは使いたいということがあると、週１回ぐらいしか10時間だと使えません。週１の利用ではどうしても慣れるまでには至らなくて、ずっと上着も脱がずに２時間泣き続けるみたいなことが結構多かったです。それだと、預ける身としてもかわいそうになってくる。どうしても預けなければいけない用事があるときは、仕方なく預けるのですけれども。コンスタントに通ってほしいなという思いは最初にあったのですけれども、保育士さんとも話をして、週１、週２ぐらいではなかなか慣れるのは難しいかもしれませんという話になって、だんだん何の予定もないのに預けることはかわいそうでできなくなっていったので、もう少し月の時間が長いと、こつこつ通って慣れることができるのかなと思いました。０歳児だと、まだ人見知りもなくて預けやすいのかなとも思うのですけれども、１歳児は需要があるということで、人見知りや、お母さん、お父さんと離れるのが一番難しい時期なので、もう少し時間が長いとありがたいなと感じました。

ありがとうございます。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ご意見ありがとうございます。幼保支援課でございます。

利用時間が短いというご意見はたくさんいただいております。おっしゃるように、０歳児であればどうなのかとか、１歳児であれば、２歳児であればどうなのかということもあります。一律10時間というのが妥当なのか。とかくこの制度に関しては、お子さんの発達といった面で適切な時間は何時間なのかということをきちんと国レベルで見いだしていくべきものだと思います。

榎沢委員のご意見にもありましたように、時間が長くなれば長くなるほど、今度はまた計画性も重要になってくると思います。そういった総合的な視点からの設計というのはまだまだ未成熟な仕組みでありますので、繰り返しで恐縮ですけれども、利用者の皆様や事業者の皆様のご意見を聞かせていただきながら、ベストな方法を考えていきたいと考えてございます。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

では、岸委員。すみません、手短にお願いいたします。

○岸委員：　私のところはまだこの誰でも通園制度をしていないのですが、未就園児預かり事業をやむを得ずやっています。やむを得ずです。これはある種の経営判断の中でせざるを得ないというような気持ちでやっていますが、これをやるに当たって、職員と随分時間をかけて相談して、結論としては１時間。１時間です。長ければいいというものではないと僕は思っています。アンケートの中に「施設や場所に慣れる」、そういう次元の問題なのかなと思うんです。

ですから、最初に榎沢先生がご指摘されたように、そこで保育として一体何をするのか、保育として何を目的にしていくのかがすごく重要で、この制度が定着していくのであれば、そういったものについての研究を我々はしていかなければいけない。教育要領や保育指針に合わせながら、どういうことをしていくかということをちゃんとやっていかなければまずいのではないかと感じているんです。

事業者のアンケートを取っておられると思いますけれども、理事長に取っているのか、園長に取っているのか、現場の保育者に取っているのかで、やはり全然意見が違ってくるのではないか。また、現場の保育者がどういうふうに答えられる環境にあるのかということからも変わってくる

のではないかなと、ちょっと危惧をしています。その辺りのことを総合的に判断しながら、事業者アンケートがこうだったからといって簡単に結論を出すのではなくて、やはり十分な精査をされてから結論を出していただいたほうがいいかなとお話を伺いながら感じています。

以上です。感想です。

○久保会長：　では、感想ということで。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員：　13ページですけれども、２歳児が17.3％ということになっているのですが、こちらは満３歳児になると使えなくなるということを考えると、単純に倍の数字として考えていいのかということで、２歳児の需要は決して少ないというわけではないのかなと思います。

あとは、この制度自体が、保育とか幼稚園、こども園といったような枠組みで切るものではなくて、それこそ妊娠から始まる母親視点での子育ての毎日に対して新しい可能性を与えるというのが本来のこの制度の在り方ではないかなと、私としては考えております。ですので、どちらかというと、「あるべき論」というよりは、実際にこういった制度がある中で、母親のほうがどのようにこの制度を使ったか、なるべく多くの情報を集めながら傾向を探っていって、それが将来的に保育園や幼稚園などの仕組みに混ざる形で保育や幼児教育になっていく分にはいいと思うのですけれども、今新しいものを探っている最中に何か枠にはめようというような形は逆に違うのではないかなと少し感じております。

また、この０・１歳児の部分と２歳児の部分で、実際に使い方という意味では既にかなり分かれているのではないかと感じています。０・１歳については、当然このような機能を持っているのは保育園になりますので、保育園の中で行う役割にはなってきますけれども、２歳児になりますと、逆に満３歳児になったら使えなくなってしまう。ただ、２歳児に関しては、幼稚園に近い形の園などにおいては、プレだとか母子分離、体験、あるいはもう入園してしまうということで満３歳児の入園など、様々な接続先もある中で、やはり最初は、まず利用がどのような形でされたかということをしっかりと広げながら見ていくという形と、実際にそれを使ったこどもがどこに接続をしたか。今で言うところの保育園の１歳児としてその後入園したのか、あるいは育休が明けたときに入園したのか、２歳から入園したのか、満３歳児になったときに幼稚園に満３歳児として入園したのか。どこにつながったかというのを実際に施行を続けていきながら見ていくことが大切ではないかなと、この制度については感じております。

ちょっと感想なども含めてですけれども、お願いします。

○久保会長：　増田委員と岸委員の感想につきまして、一言よろしいですか。事務局、お願いいたします。

○上田幼保支援課長：　ありがとうございます。

まず岸委員からのご発言につきましてですけれども、おっしゃるように、かなり慎重にいろいろ検討させていただく必要があると思います。事業者の方々ですとか従事者の方々のアンケートとしては、経営者の方と直接こどもを処遇されている方の両方にアンケートを取っています。ただ、回答を……

○岸委員：　チェックされないようにして。

○上田幼保支援課長：　そうですね。経営者の方々がチェックして答えるということがないように

と思って電子申請でお受けしているので、ダイレクトでいただけるようにはなっています。その結果を今日ご披露できなくて申し訳なかったのですけれども、今後、その辺りもご披露させていただく機会があればと思っております。

また、増田委員からのご指摘、最後のご発言をお聞きして、もっともだなと思いました。これを使って、その後どこに接続したかというのは重々分析をさせていただきたいと思います。とりわけ満３歳児のところの接続、非常に制度が複雑化している中で、皆さんどう活用されているのかというのはフォローさせていただきたいと思います。

雑駁ですが以上でございます。

○久保会長：　ありがとうございます。これはこれからもいろいろと議論を尽くしていかなければいけない問題かなと思います。

時間になりましたので、この議論についてはここまでにいたしましてよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（２）「千葉市こども・若者基本条例の制定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長：　こども企画課の宮葉でございます。千葉市こども・若者基本条例の制定につきまして、ご説明をいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料５をお願いいたします。この条例の制定に向けた取組につきましては、令和４年度末から開始しております。当会議におきましても、令和４年度第２回の会議でご説明しておりますが、先月開かれました千葉市議会第１回定例会におきまして議案が可決されましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、「１　制定の背景及び趣旨」でございます。本市では、これまでこども・若者施策を重要施策の一つと位置づけまして、千葉市こどもプランに基づき様々な取組を進めてまいりましたけれども、増加する児童虐待事案、不登校・ひきこもり事案等への対応が喫緊の課題となっております。こうした状況の中、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成いたしまして、施策を総合的に推進することにより、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、こどもや若者一人一人が大人として将来にわたって尊重され、自己実現を果たすことができる社会の実現を図ることを目的といたしまして条例を制定したものでございます。

「２　制定に向けた取組み」でございます。当事者であるこどもや若者をはじめといたしまして、多くの市民の方の意見を聴き、可能な限り条例案に反映させるために以下に記載の取組を実施してまいりました。

１つ目は、千葉市こども基本条例検討委員会を設置いたしまして、２年弱にわたりご審議をいただいてまいりました。こちらの子ども・子育て会議の委員の中にも条例検討委員会の委員を務めていただいた方もいらっしゃいまして、長い間どうもありがとうございました。２つ目は、多くの方の関心を高め、機運の醸成を図るために、シンポジウムを開催いたしました。次に、実態やニーズを把握するために、小学生以上を対象としたアンケート調査を実施しております。また、条例検討委員会において、当事者であるこども・若者から条例に関する提言の発表をしていただいております。最後は、パブリックコメント手続を実施いたしまして、広く市民の方の意見を伺ってまいったところでございます。

こうした取組によりまして取りまとめた「条例の概要」を３番に記載してございます。

まず、前文につきましては、条例の必要性等につきまして、こどもにも分かりやすい表現に留意して説明しております。

第１章の「総則」につきましては、目的や定義、基本理念など、条例の基本的な事項を規定しております。

第２章「こどもや若者の権利の保障」につきましては、こどもの権利に関する基本的な事項や５つの柱、家庭や施設等における権利の保障、また、権利が侵害された場合の相談や救済、あるいは若者の権利の保障、こういったものを規定しております。

第３章「こどもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画」ですけれども、日常生活における意見表明の保障や、計画の策定等に当たって意見を聴く機会の確保、計画策定や施策実施、施設運営等への意見の反映、社会参画の促進のための周知啓発などを規定しております。

第４章「こどもや若者に関する施策の推進」につきましては、こどもや若者、養育者等に対する施策の推進に関する市の方針のほか、施策を総合的・計画的に推進するためのこども計画の策定、これにつきましては、先ほどご説明いたしました「こども・若者プラン」がこれに該当するものでございます。それから、市内部の連携や調整を強化する体制の整備、最後に計画の進捗状況の検証のために、附属機関による審議やこども・若者からの意見聴取ということです。こちらの子ども・子育て会議におきましても、これまで計画の進捗状況について審議していただいてまいりましたが、引き続きこちらのほうも行っていただくということで条例に規定しております。

最後の「４　施行日」ですけれども、４月１日を予定しております。

説明は以上でございます。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

では、久留島委員、お願いいたします。

○久留島委員：　ご説明ありがとうございました。

一点ですけれども、千葉市のホームページはすごくよくて、トップページに「一般」「子育て」「高齢者」「事業者」とあるので、そこに「こども」が入る可能性はあるのか、そういう方向で考えられているのかを伺いたいと思います。

○久保会長：　事務局、お願いいたします。

○宮葉こども企画課長：　こども企画課でございます。

市のホームページにつきましては所管が別でございますので、また改めて協議をしたいと思っておりますけれども、ただ、既にこども向けにいろいろな情報を整理いたしましたこども向けホームページというのを市のホームページの中に用意してございますので、そういった取組を今後も続けていきたいと考えております。

○久保会長：　よろしいでしょうか。

○久留島委員：　ありがとうございます。結構こどもたちが学校で調べたりもするので、一番上にあってそこにダイレクトにアクセスできるとよりいいのかなと思いました。よろしくお願いします。

○久保会長：　そのほか、ございますでしょうか。

それでは、ご質問等ないようですので、次に行きたいと思います。

報告事項（３）「令和７年度こども施策にかかる主な新規・拡充事業について」、事務局から説明をお願いいたします。

○山口こども未来部長：　こども未来部、山口でございます。それでは、令和７年度のこども施策にかかる主な新規・拡充事業につきまして、資料６によりましてご説明させていただきたいと思います。失礼しまして、着座にてご説明いたします。

資料６の１ページをお願いいたします。まずこども未来部でございます。

１番目の「（仮称）こども・若者基本条例にかかる周知啓発」ですが、新規事業でございまして、予算額は500万円です。条例の目的などについて市民の関心や理解を深めるため、リーフレットや動画の作成のほか、こども週間におけるイベントを開催いたします。

２番目の「こどもの権利救済委員等の配置」ですが、新規事業で、予算額は779万8,000円です。こども・若者基本条例に基づき、こどもが権利の侵害等を受けた場合において、権利の回復を支援するため、救済委員制度を設けます。

３番目の「こども・若者の社会参画及び施策の推進」ですが、一部新規事業でございまして、予算額は321万9,000円でございます。こども・若者の参画によるまちづくりを実現するため、各種事業を行うとともに、こども・若者基本条例に基づき、中学生以上の若者が参加する会議体を設置するほか、こども・若者施策をより一層推進するため、外部有識者の知見を活用いたします。

一番下の「子どもルーム整備・運営」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は31億5,096万6,000円、ほかに債務負担行為16億4,615万1,000円を設定してございます。待機児童の解消に向け、施設整備を３か所行います。

２ページをお願いいたします。１番目の「放課後児童健全育成事業補助等」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は１億4,249万7,000円です。民間事業者が設置する子どもルームに対して運営経費の一部を助成するとともに、障害児の受入れ体制強化や要支援児童などへの対応を進めるため、補助制度を拡充いたします。

２番目の「親子関係形成支援」ですが、新規事業で、予算額は100万円です。親子間における適切な関係性の構築を図るため、親子の関係性などに不安を抱えている子育て家庭を対象に各種プログラムを実施いたします。

３番目の「一時保護所等入所児童の意見表明等支援」ですが、新規事業で、予算額は671万5,000円です。一時保護所や児童養護施設に入所しているこどもの権利擁護のため、意見表明を支援する仕組みを導入いたします。

一番下の「民間児童福祉施設援護」ですが、一部拡充事業で、予算額は5,571万7,000円です。これまでの助成に加えまして、相談支援などの質の向上を図るため、こども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費、研修受講料及び代替職員雇上費を助成いたします。

３ページをお願いいたします。「児童相談所管理運営」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は４億8,088万5,000円でございます。児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。また、親子関係再構築に向けた支援を行うほか、一時保護所の居室・学習室を拡充いたします。

４ページをお願いいたします。続きまして、幼児教育・保育部でございます。

１番目の「民間保育園等整備」ですが、先ほど議題の（２）でご説明をさせていただきました

もので、予算額は７億9,277万円です。合計で15か所、433人分の整備をいたすものでございます。

２番目の「多様な保育需要への対応」ですが、一部新規事業でございまして、予算額は５億3,298万6,000円です。新たに病児・病後児保育運営の支援を行いますとともに、医療的ケアに係る備品等支援を行うなど、様々な保育メニューの提供を行います。

５ページをお願いいたします。１番目の「保育の質の確保」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は２億8,504万9,000円でございます。公立保育所における３歳以上児への主食提供実施施設を拡充するとともに、外国人児童・保護者対応職員を増員いたします。また、保育園児の事故を未然に防ぐため、新たにＪＲ千葉駅、ＪＲ幕張本郷駅、ＪＲ稲毛海岸駅の周辺におきまして、キッズ・ゾーン（路面標示）による注意喚起を行います。

２番目の「教育・保育人材の確保」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は21億7,703万4,000円でございます。保育士などを確保するため、保育士等給与改善として補助上限額を月額３万円から４万円に拡充いたします。

６ページをお願いいたします。続きまして、健康福祉部でございます。

１番目の「妊娠・出産包括支援」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は９億913万9,000円でございます。妊婦のための支援給付金として、妊婦１人につき５万円、胎児１人につき５万円を支給いたします。

２番目の「妊婦乳児健康診査費用助成」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は６億4,642万4,000円でございます。出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備し、乳児期の健康管理や異常の早期発見のため、新たに１か月児健康診査の費用を助成いたします。

７ページをお願いいたします。「育児支援」でございますが、一部拡充事業でございまして、予算額は426万1,000円でございます。保護者が協力し合い、安心して出産、子育てに臨むことができるようにするため、土日開催の両親学級の回数を６回から９回へ増加いたします。

８ページをお願いいたします。続きまして、生涯学習部でございます。

「放課後子ども対策」ですが、一部拡充事業でございまして、予算額は17億5,693万2,000円でございます。小学生に対し、放課後を安全・安心に過ごせる居場所と多様な体験や活動の機会を提供するため、アフタースクールでは、実施校を54校に拡充しますとともに、令和８年度実施校10校拡充に向けた開設準備を行います。また、放課後子ども教室活動支援では、アフタースクール導入に一定期間を要する学校の放課後子ども教室に対する活動支援を19校から20校に拡充いたします。さらに、放課後子ども教室運営の民間委託では、アフタースクール導入が当面困難な学校におきまして、放課後子ども教室運営の民間委託を１校から３校に拡充いたします。

こども施策にかかる主な新規・拡充事業についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保会長：　それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第の４、その他に入りたいと思います。事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いいたします。

○宮葉こども企画課長：　こども企画課でございます。

次回、令和７年度第１回の会議につきましては10月頃を予定しておりますが、当会議の現委員

である皆様の任期につきましては７月末までとなってございます。今後、次期委員の選任手続を進めてまいりますけれども、引き続き委員にご就任いただける方につきましては、改めて日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、任期中の慎重審議、誠にありがとうございました。

以上でございます。

○久保会長：　それでは最後に、委員の皆様から、全体を通しましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見はないようですので、予定していた議題は以上で終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

また、検討すべき課題も大変多く、いろいろなことが明らかになったと思います。今後、議論を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○佐久間補佐：　それでは、以上をもちまして令和６年度第５回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は誠にありがとうございました。

以上